

## 中間とりまとめ（骨子案）

### I. 審議の経緯

平成30年2月以降、中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会（以下「小委員会」という。）においては、働き方改革の推進等により将来の建設業の担い手を確保するため、昨今の建設業をめぐる課題や「建設産業政策2017+10」において示された施策を踏まえ、計●回にわたり審議を行ってきたところである。今般、担い手の確保の取組をさらに強化するため、長時間労働の是正、処遇改善、生産性向上などの分野について、建設業法等の改正も視野に早急に講じるべき施策を以下のとおりとりまとめるものである。

### II. 担い手の確保の取組を強化するために当面講ずべき措置

#### 1. 長時間労働の是正

- (1) 受発注者双方による適正な工期設定の推進
  - ・ 適正な工期設定に関する考え方（基準）の明確化
  - ・ 建設業者による工期ダンピングの禁止
  - ・ 不当に短い工期による請負契約の禁止と違反した場合の注文者への勧告制度
- (2) 施工時期等の平準化の推進

#### 2. 処遇改善

- (1) 技能・経験にふさわしい処遇（給与）の実現
  - ・ 技能者の位置づけを明確化
- (2) 社会保険加入対策の一層の強化
  - ・ 社会保険に未加入の建設企業は建設業の許可・更新を認めない仕組みの構築
  - ・ 下請代金支払いにおける、労務費相当分（社会保険料の本人負担分を含む）の現金払の義務化

#### 3. 生産性向上

- (1) 仕事の効率化
  - ・ リスク発生時の手戻りを防止するための受発注者間でのリスクの事前共有
- (2) 限られた人材・資機材の効率的な活用の促進
  - ・ 技術者配置要件の合理化
  - ・ 建設工事への工場製品の一層の活用に向けた環境整備
- (3) 重層下請構造の改善に向けた環境整備

#### 4. 地域建設業の持続性確保

- (1) 災害時やインフラ老朽化等に、的確に対応できる入札制度の構築
- (2) 建設業許可制度の見直しによる効率化の推進
  - ・ 建設業許可基準における経營業務管理責任者の配置要件の廃止
  - ・ 円滑な事業承継のための建設業許可における空白期間の短縮

#### 5. その他

- (1) 民間発注工事における円滑な工事発注や適正な施工の推進